

○食品衛生法施行細則（昭和六十二年千葉県規則第十九号）

新旧対照表

新	旧
（営業の許可の申請等） 第九条 施行規則第六十七条の申請書は、営業許可申請書・営業届（新規、継続）（別記第七号様式）によるものとする。 2 略 （営業の届出書） 第十二条 施行規則第七十条の二第一項の届出書は、営業許可申請書・営業届（新規、継続）（別記第七号様式）によるものとする。 （変更の届出） 第十三条 施行規則第七十一条に規定する届出は、営業許可申請書・営業届（変更の届出）（別記第十号様式）により行うものとする。 （廃業の届出書） 第十四条 施行規則第七十一条の二の届出書は、営業許可申請書・営業届（廃業）（別記第十一号様式）によるものとする。	（営業の許可の申請等） 第九条 施行規則第六十七条の申請書は、営業許可申請書・営業届（新規、継続）（別記第七号様式）によるものとする。 2 略 （営業の届出書） 第十二条 施行規則第七十条の二第一項の届出書は、営業許可申請書・営業届（新規、継続）（別記第七号様式）によるものとする。 （変更の届出） 第十三条 施行規則第七十一条に規定する届出は、営業許可申請書・営業届（変更の届出）（別記第十号様式）により行うものとする。 （廃業の届出書） 第十四条 施行規則第七十一条の二の届出書は、営業許可申請書・営業届（廃業）（別記第十一号様式）によるものとする。

(改正後)

第七号様式（第九条第一項及び第十二条）
（許可・届出共通）

年 月 日

整理番号：
※申請者、届出者による記載は不要です。

千葉県知事 様

営業許可申請書・営業届（新規、継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。
※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
営業施設情報	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな) 申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		(生年月日) 年 月 日生
	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな) 施設の名称、屋号又は商号		
	資格の種類 畜・食鳥 食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と (ふりがな) ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。 受講した講習会 都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日		
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 自由記載		
	自動販売機の型番		業態
	HACCPの取組 ※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設		☐
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国及び県の事務に必要な限度において、輸出時の要件		☐
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな) 担当者氏名		電話番号

(改正前)

第七号様式（第九条第一項及び第十二条）
（許可・届出共通）

年 月 日

整理番号：
※申請者、届出者による記載は不要です。

千葉県知事 様

営業許可申請書・営業届（新規、継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。
※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
営業施設情報	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな) 申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		(生年月日) 年 月 日生
	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな) 施設の名称、屋号又は商号		
	資格の種類 畜・食鳥 食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥 (ふりがな) ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。 受講した講習会 都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日		
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 自由記載		
	自動販売機の型番		業態
	HACCPの取組 ※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設		☐
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国及び県の事務に必要な限度において、輸出時の要件		☐
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな) 担当者氏名		電話番号

(許可のみ)

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係	該当には ☒	
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	☐	
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	☐	
営業施設情報	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	☐	
	令第13条に規定する食品又は添加物の別 □①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） □②加糖粉乳 □⑤魚肉ハム □⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） □③調製粉乳 □⑥魚肉ソーセージ □⑨マーガリン □⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） □④食肉製品 □⑦放射線照射食品 □⑩ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名※「食品衛生管理者選任（変更）届」	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類 ① 水道水（□水道水 □専用水道 □簡易専用水道） ② □ ①以外の飲用に適する水	自動車登録番号※自動車において調理をする営業の場合	
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 ☐	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 ☐	
	ふぐの処理を行う施設 ☐		
	(ふりがな)		
添付書類	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等	
	□ 施設の構造及び設備を示す図面 ☐		
営業許可業種	□ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果 ☐		
	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1 年 月 日		
	2 年 月 日		
	3 年 月 日		
4 年 月 日			
備考			

(許可のみ)

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係	該当には ☒	
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	☐	
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	☐	
営業施設情報	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	☐	
	令第13条に規定する食品又は添加物の別 □①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） □②加糖粉乳 □⑤魚肉ハム □⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） □③調製粉乳 □⑥魚肉ソーセージ □⑨マーガリン □⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） □④食肉製品 □⑦放射線照射食品 □⑩ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名※「食品衛生管理者選任（変更）届」	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類 ① 水道水（□水道水 □専用水道 □簡易専用水道） ② □ ①以外の飲用に適する水	自動車登録番号※自動車において調理をする営業の場合	
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 ☐	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 ☐	
	ふぐの処理を行う施設 ☐		
	(ふりがな)		
添付書類	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等	
	□ 施設の構造及び設備を示す図面 ☐		
営業許可業種	□ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果 ☐		
	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1 年 月 日		
	2 年 月 日		
	3 年 月 日		
4 年 月 日			
備考			

(改正後)

第十号様式（第十三条）

(許可・届出共通)

年 月 日

※二重枠内については変更がある項目のみ記載して下さい。
※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

整理番号：
※申請者、届出者による記載は不要です。

千葉県知事様

営業許可申請書・営業届（変更）

食品衛生法施行規則（第71条）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。
※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな) 申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		(生年月日) 年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな) 施設の名称、屋号又は商号		
	資格の種類 食管・食監・調・製・栄・ 管栄 ・船舶・と畜・食品 (ふりがな) ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。 受講した講習会 都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む）		
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 自由記載		
	自動販売機の型番	業態	
	HACCPの取組 ※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
	指定成分等含有食品を取り扱う施設 ☐		
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国及び県の事務に必要な限度において、輸出時の要件 ☐		
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな) 担当者氏名		電話番号

(改正前)

第十号様式（第十三条）

(許可・届出共通)

年 月 日

※二重枠内については変更がある項目のみ記載して下さい。
※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

整理番号：
※申請者、届出者による記載は不要です。

千葉県知事様

営業許可申請書・営業届（変更）

食品衛生法施行規則（第71条）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。
※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな) 申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		(生年月日) 年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな) 施設の名称、屋号又は商号		
	資格の種類 食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食品 (ふりがな) ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。 受講した講習会 都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日		
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 自由記載		
	自動販売機の型番	業態	
	HACCPの取組 ※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
	指定成分等含有食品を取り扱う施設 ☐		
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国及び県の事務に必要な限度において、輸出時の要件 ☐		
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな) 担当者氏名		電話番号

(許可のみ)

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には ☒
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		☐
営業施設情報	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		☐
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		☐
	□①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) 令第13条に規定する □②加糖粉乳 □⑤魚肉ハム □⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) 食品又は添加物の別 □③調製粉乳 □⑥魚肉ソーセージ □⑨マーガリン □⑪添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) □④食肉製品 □⑦放射線照射食品 □⑩ショートニング		
	(ふりがな) 資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名※「食品衛生管理者選任(変更)届」 講習会名称 年 月 日		
	使用水の種類 ① 水道水(□水道水 □専用水道 □簡易専用水道) ② □ ①以外の飲用に適する水		
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 ☐		生食用食肉の加工又は調理を行う施設 ☐
	ふぐの処理を行う施設 ☐		
	(ふりがな) ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合 認定番号等		
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面 ☐		
	☐ (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果 ☐		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営 業 の 種 類	備考
	1 年 月 日		
	2 年 月 日		
	3 年 月 日		
	4 年 月 日		
備考			

(許可のみ)

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には ☒
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		☐
営業施設情報	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		☐
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		☐
	□①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) 令第13条に規定する □②加糖粉乳 □⑤魚肉ハム □⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) 食品又は添加物の別 □③調製粉乳 □⑥魚肉ソーセージ □⑨マーガリン □⑪添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) □④食肉製品 □⑦放射線照射食品 □⑩ショートニング		
	(ふりがな) 資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名※「食品衛生管理者選任(変更)届」 講習会名称 年 月 日		
	使用水の種類 ① 水道水(□水道水 □専用水道 □簡易専用水道) ② □ ①以外の飲用に適する水		
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 ☐		生食用食肉の加工又は調理を行う施設 ☐
	ふぐの処理を行う施設 ☐		
	(ふりがな) ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合 認定番号等		
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面 ☐		
	☐ (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果 ☐		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営 業 の 種 類	備考
	1 年 月 日		
	2 年 月 日		
	3 年 月 日		
	4 年 月 日		
備考			

(改正後)

第十一号様式（第十四条）

(許可・届出共通)

年 月 日

※二重枠内は、必ず記載して下さい。

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

千葉県知事 様

営業許可申請書・営業届（廃業）

食品衛生法施行規則（第71条の2）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
営業施設情報	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな) 申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		(生年月日)
	年 月 日生		
	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな) 施設の名称、屋号又は商号		
	資格の種類 食管・食監・調・製・栄・ 管栄 ・船舶・と畜・食鳥 (ふりがな) ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。 受講した講習会 都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む）		
	食品衛生責任者の氏名		
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 自由記載		
自動販売機の型番		業態	
HACCPの取組 ※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理			
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設 ☐		
	輸出食品取扱施設 ☐		
※この申請等の情報は、国及び県の事務に必要な限度において、輸出時の要件			
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
廃業年月日			
担当者	(ふりがな) 担当者氏名		電話番号

(改正前)

第十一号様式（第十四条）

(許可・届出共通)

年 月 日

※二重枠内は、必ず記載して下さい。

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

千葉県知事 様

営業許可申請書・営業届（廃業）

食品衛生法施行規則（第71条の2）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
営業施設情報	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな) 申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		(生年月日)
	年 月 日生		
	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな) 施設の名称、屋号又は商号		
	資格の種類 食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥 (ふりがな) ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。 受講した講習会 都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む）		
	食品衛生責任者の氏名		
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 自由記載		
自動販売機の型番		業態	
HACCPの取組 ※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理			
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設 ☐		
	輸出食品取扱施設 ☐		
※この申請等の情報は、国及び県の事務に必要な限度において、輸出時の要件			
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
廃業年月日			
担当者	(ふりがな) 担当者氏名		電話番号

(許可のみ)

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係	該当には ☒
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	☐
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	☐
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	☐
営業施設情報	☐ ①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの)	
	令第13条に規定する	☐ ②加糖粉乳 ☐ ⑤魚肉ハム ☐ ⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの)
	食品又は添加物の別	☐ ③調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑩添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの)
		☐ ④食肉製品 ☐ ⑦放射線照射食品 ☐ ⑩ショートニング
	(ふりがな)	資格の種類
	食品衛生管理者の氏名※「食品衛生管理者選任(変更)届」	講習会名称
	年	月
	日	
	使用水の種類	自動車登録番号※自動車において調理をする営業の場合
	① 水道水 ☐ ② 専用水道 ☐ ③ 簡易専用水道 ☐	
	② ☐ ①以外の飲用に適する水	
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	☐ 生食用食肉の加工又は調理を行う施設 ☐
	ふぐの処理を行う施設	☐
	(ふりがな)	
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面	☐
	☐ (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	☐
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類
	1	年
		月
		日
	2	年
	月	
	日	
3	年	
	月	
	日	
4	年	
	月	
	日	
備考		

(許可のみ)

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係	該当には ☒
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	☐
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	☐
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	☐
営業施設情報	☐ ①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの)	
	令第13条に規定する	☐ ②加糖粉乳 ☐ ⑤魚肉ハム ☐ ⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの)
	食品又は添加物の別	☐ ③調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑩添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの)
		☐ ④食肉製品 ☐ ⑦放射線照射食品 ☐ ⑩ショートニング
	(ふりがな)	資格の種類
	食品衛生管理者の氏名※「食品衛生管理者選任(変更)届」	講習会名称
	年	月
	日	
	使用水の種類	自動車登録番号※自動車において調理をする営業の場合
	① 水道水 ☐ ② 専用水道 ☐ ③ 簡易専用水道 ☐	
	② ☐ ①以外の飲用に適する水	
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	☐ 生食用食肉の加工又は調理を行う施設 ☐
	ふぐの処理を行う施設	☐
	(ふりがな)	
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面	☐
	☐ (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	☐
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類
	1	年
		月
		日
	2	年
	月	
	日	
3	年	
	月	
	日	
4	年	
	月	
	日	
備考		